

～成年後見制度を安心して使いやすいものにするために、みなさんの身近で活動します。

ほっと

NPO法人 ほっと 会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上埜ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

N O . 8 3 発行：2026年（令和8年）7月14日



“NPO法人ほっと” 第20回通常総会で、

圧倒的多数の賛成で全議案が可決されました♪

皆さんと一緒に“ほっと”の事業を発展させましょう！

まず、ほっとが設立20年になることのお礼を述べつつも、現状は仲村事務局長の頑張りによって、体制の確立が求められていること。また、多くの方々からの寄付金で支えられているのが現実であること。そこで、自立した事業運営を行えるよう、事業内容

オカリナ演奏&開会あいさつ

理事長によるオカリナ演奏でオープニング。その後、ほっとの現状と今後に触れて、以下のように挨拶しました。

当日は、正会員総数219名中、参加者162名（委任状136名、会場出席者26名）で開催されました。



報告・提案する仲村事務局長

NPO法人ほっと第20回通常総会が、6月19日（金）フェニーチェ堺多目的室で開催され、全員の拍手で全議案が承認・可決されました。

の見直しと今後の事業のあり方の検討をすすめていると述べました。

今後はほっとの事業の柱である「成年後見事業」により一層注力していきたい。そのため、この制度を必要としている方々に制度の内容がきちんと届いているのか？不安に思われているのか？同時に、受任する側であるほっとの体制を確立していきたいと述べました。

仲村事務局長が全議案の報告・提案

つづいて、仲村事務局長から、以下のように全議案の報告・提案が行われました。

成年後見制度の相談活動

昨年度の相談は、13件。会員以外からの問い合わせにも対応してきました。

制度の説明とともに、申請前の準備について具体的な説明をしています。大きな留意点としては、不動産資産がある場合や相続財産、お金の流れに不透明な部分がある場合は、専門家による支援をすすめています。

家族が高齢になり、後見の申請準備が難しい状況での相

談が増えてきています。その場合、兄弟姉妹、親族同席での説明をさせて頂いています。

法人後見受任後の活動

現在、受任状況は、後見18名、保佐4名の合計22名です。うち、家族後見からほっとの法人後見になった方は、5名です。

堺市の成年後見制度利用支援事業（堺市の助成）は、本人資産が50万円以下や生活保護に準ずることになっていきます。適用対象となる方は、この制度を活用して、本人負担なしで後見制度を利用して頂けたらと思います。

先日、愛知県のNPO団体等を視察してきましたが、そこでは公的助成の適用対象が拡大されていました。注目したいと思います。

生活支援員の活動

ほっとが大切に行っていることは、被後見人にとって、自分を見守ってくれていると実感できる存在になることです。ほっとの生活支援員は、障害者家族の方が中心になって活動して頂いてきました。後見受任件数が増えることで、生活支援員の更なる確保が求められています。

そのためには、現在1回500円ですが、社会の時給単

価に合わせ、適切に支払えるようにしたいと思います。生活支援員の交流会も開きます。

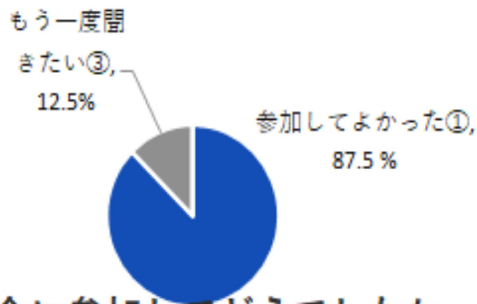
年金相談について

今年度は、相談件数1件でした。今回の相談者は19才の方で1年後に20歳になる方の家族からの相談でした。20歳の障害基礎年金の請求には、医師が記載する「診断書」が極めて重要。診断書を書いて頂く医師には、診断書作成を単に依頼するのではなく、本人の普段の生活状況、つまり困難さや支援の必要性についてしっかりと伝えた上で、「診断書」を書いて貰う必要があることを伝えました。障害年金の等級は、一旦決まると、改定請求を行うには困難が伴うことから、20歳の請求手続きは、しっかりと準備して行う必要があります。



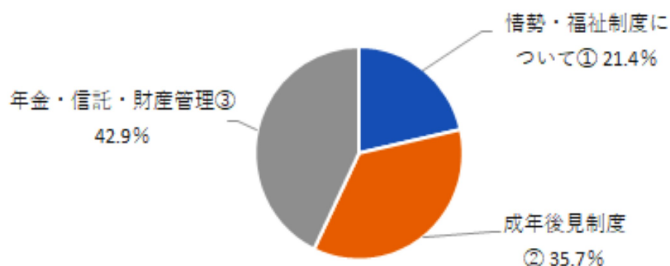
総会会場（フェニーチェ堺多目的室）

【総会参加者アンケート】 7名の方から頂きました



この総会に参加してどうでしたか

今後参加したいと思う学習会は何ですか



（この総会に参加しての感想）

●成年後見申請について

- ・早めにしたいが、なかなかできていない。

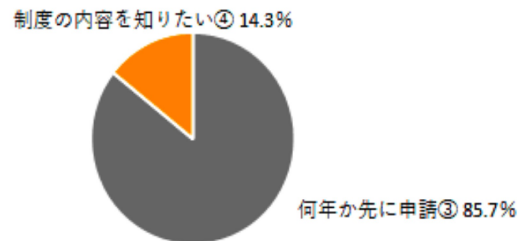
●ほっとニュースで取り上げて貰いたいこと

- ・成年後見で、豊かな人生を送られている事例とかを載せて欲しい。
- ・障がいのある人がお出かけできる場所の紹介などもして欲しい。

●総会の感想・ご意見

- ・本人の入院などで、誰が手術等の判断をするのか？制度の範囲を超えたことも必要になってくると思う。そのようなことに報酬が払えるように声を上げて欲しい。
- ・オカリナ演奏でほっこりしました。ありがとうございました。
- ・分かりやすい報告でした。

成年後見制度の申請について



総会での質疑応答

Q 1 私たちも仲間も暮らし大変。ほっとも成年後見の報酬が必要ですが公的支援は？

A 1 公的支援には、利用支援事業がある。堺市の対象は本人資産50万円以下だが、先日、名古屋市や豊田市の団体を視察してきましたが、そこでは本人年収150万円以下、かつ本人預貯金資産350万円以下であれば、制度（公的助成）の適用対象となっていた。堺市にも働きかけていきたい。

Q 2 「途中終了可能」になるとのことですが、仲間の暮らしはどうなるのか？

A 2 相続や不動産の処分などを巡ってこの制度利用を考えておられる方には、「途中終了可能」との改正は理解されると思うが、私たち知的障害者にとっては、どうなるのか？本人の暮らしを守れるのか？一緒に考えていきたい。

Q 3 20周年行事について、当事者が主人公になれるような企画を考えて欲しい

A 3 2027年2月27日（土）フェニーチェ堺 スタジオ大 を予約しました。しかし、内容は、まだ何も決まっていません。みなさん方のご意見を踏まえて、検討していきたい。



ほっと年金相談会

年金の請求・更新手続き
年金の額面改定請求等
●毎週金曜日開催
(13時～15時)
会員の方…3000円
会員外は…5000円
事前に電話での予約をお願いします。

**制度が変わっても
変わらずに準備を**
家族支援から、社会的支援に移行していく準備は変わりません。そのためには、家族が行っている支援を、第三者にちゃんと引き継がれるように、出納帳の作成など現在家族が行っている支援をまとめておきたいです。

制度が変わっても、準備を
家族支援から、社会的支援に移行していく準備は変わりません。そのためには、家族が行っている支援を、第三者にちゃんと引き継がれるように、出納帳の作成など現在家族が行っている支援をまとめておきたいです。

**成年後見制度
こう変わります**
①原則、生涯続く ↓ 目的達成で終了可能に
②広範な権限 ↓ 必要なことだけ
③後見・保佐・補助 ↓ 「補助」に一本化
資産管理が終れば、「後見終了」ということは、その後の本人の生活支援はどうするのか？が問われます。

成年後見制度の見直し・法改正
～2年6カ月以内に具体化へ～
総会終了後、仲村事務局長より先の国会で成立（7月17日）した成年後見制度の見直しに係る「民法一部改正」の内容について、厚労省の資料を基に、概要説明がありました。

2026年度の会費がまだ未納の方に、再度振込用紙を同封させて頂きました。会費納入のご協力をお願いします。